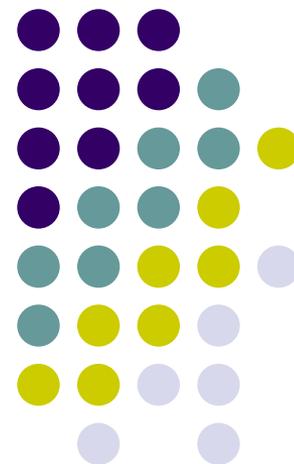


# 千葉市学校適正配置 地元説明会 — 千城台地区 —

千葉市教育委員会



# 千葉市学校適正配置地元説明会

## — 千城台地区 —



- 1 千葉市の学校の状況
- 2 千葉市学校適正配置実施方針の概要
- 3 千城台地区の学校の状況と  
適正配置の方向性
- 4 今後の予定



# 千葉市の学校の状況

平成21年5月1日現在

## 市立学校数

小学校 120校

中学校 57校

特別支援学校  
2校

市立高等学校  
2校

## 児童生徒数

小学校 52,941人

中学校 23,308人

特別支援学校 224人

高等学校 1,935人

## 教職員数

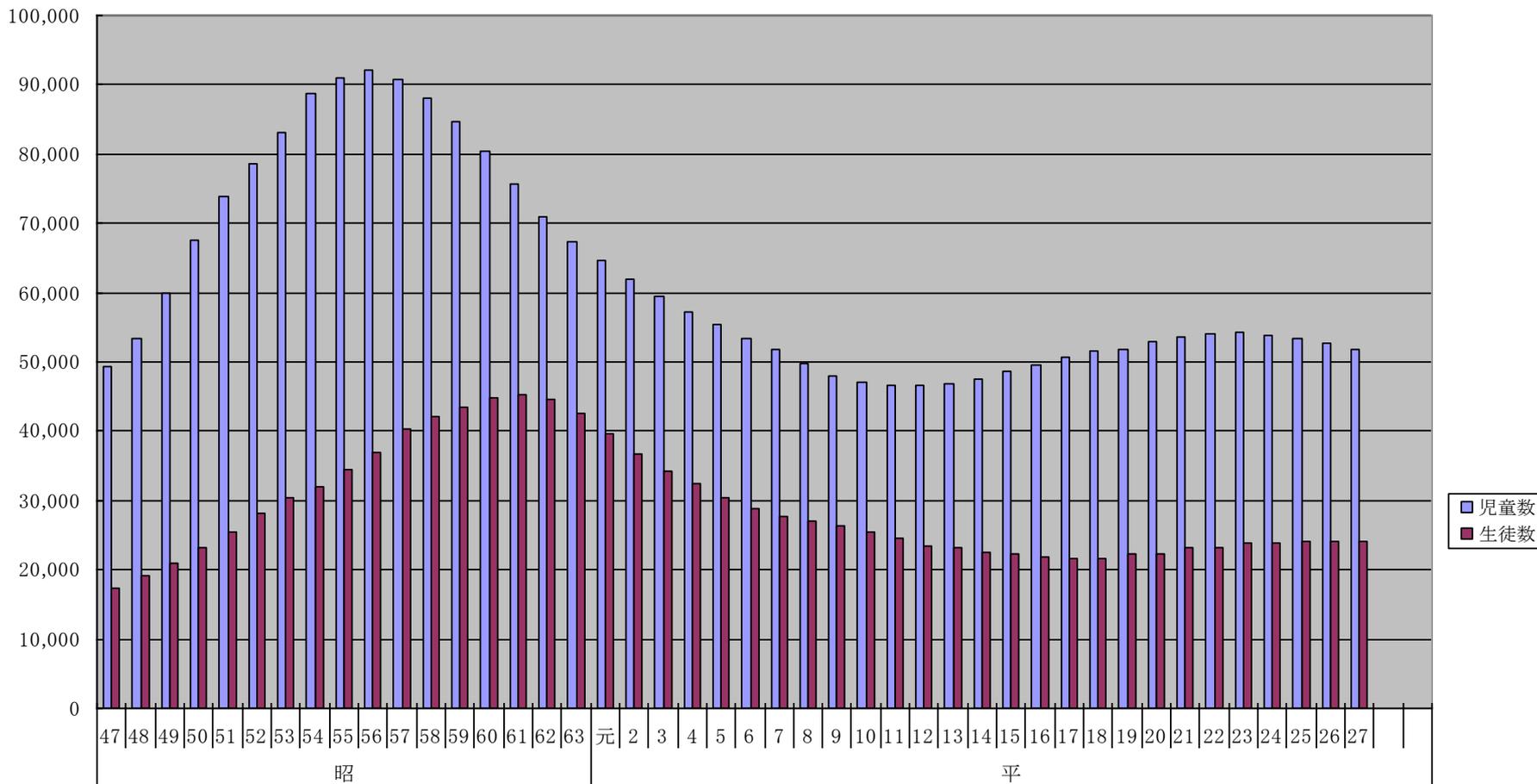
小学校 2,723人

中学校 1,495人

特別支援学校 106人

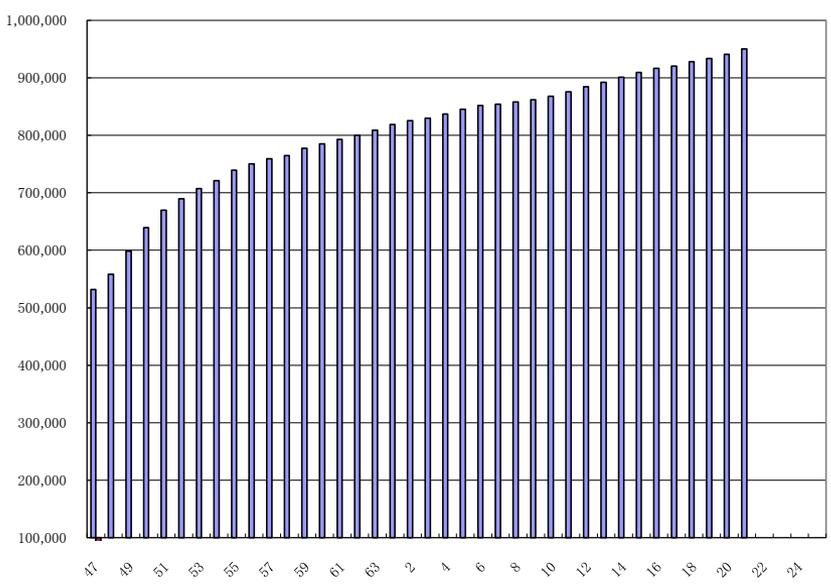
高等学校 152人

# 千葉市の児童生徒数の推移

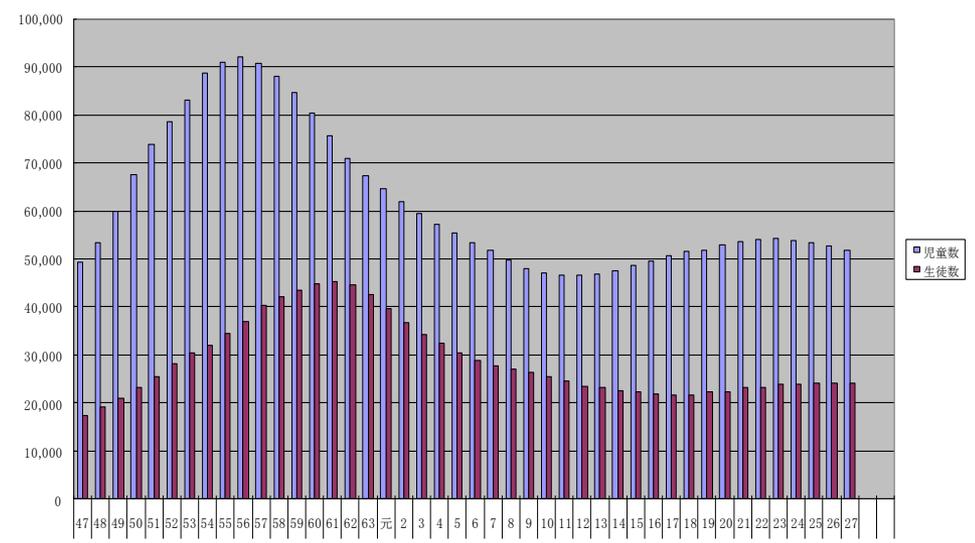




## 千葉市の人口の推移



## 千葉市の児童生徒数の推移



**少子化**  
(児童数・生徒数の減少)



# 千葉市の学校の状況

平成21年5月現在

	1 2 学級未満の小・中学校		2 5 学級以上の小・中学校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
中央区	6校(31.6%)	5校(55.6%)	3校(15.8%)	0校
花見川区	8校(34.8%)	4校(36.4%)	1校(4.3%)	0校
稲毛区	2校(12.5%)	3校(42.9%)	2校(12.5%)	0校
若葉区	11校(55.0%)	4校(40.0%)	2校(10.0%)	0校
緑区	4校(25.0%)	2校(28.6%)	1校(6.3%)	1校(14.3%)
美浜区	15校(57.7%)	10校(83.3%)	3校(11.5%)	0校
千葉市全体	46校(38.3%)	28校(49.1%)	12校(10.0%)	1校(1.7%)

特別支援学級を除く学級数

( )内は該当区の学校数に対する割合

# 千葉市学校適正配置実施方針概要

## I 実施方針策定に当たって

### 1 実施方針策定の趣旨

子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実に目的とした学校適正配置を推進するため、実施方針を策定する。

### 2 実施方針策定に向けた背景

- 本市の多くの小学校・中学校が小規模校化する一方、地域によっては開発等に伴い大規模校化が進むなど、居住地域による教育環境の不均衡が生じている。
- 平成16年度から2年間にわたり、学校規模の適正化に向け、市内5か所、10校の小中学校を対象に第1次学校適正配置に取り組み、平成18年4月に花巻小中学校が開校。
- 第1次の取り組みの課題（「規模だけでなく配置からの検討の必要性」「学校と地域の関係を考慮することの必要性」「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」）を踏まえ、平成18年度からは第2次の取り組みをスタートさせ、平成19年3月、「第2次千葉市学校適正配置検討委員会」による適正配置に向けた答申を受ける。

- ### 3 千葉市の教育施策上の必要性
- 学校適正配置の推進により、学力ある学校づくりをとおして、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」の実現を図る。

## II 適正配置に向けての取り組みの基準

### 1 千葉市における学校の適正規模

○教育的な観点、学校運営の観点から、小・中学校ともに12～24学級の規模。

### 2 千葉市における学校適正配置対象校

○12学級未満の学校を小規模校、25学級以上の学校を大規模校とし、将来にわたり適正化が望めない学校【平成25年度の推計】  
・小規模校：小学校48校、中学校28校 ・大規模校：小学校13校、中学校5校

### 3 千葉市小・中学校の学校適正配置

○通学距離は、小学校で徒歩45分以内、中学校で徒歩60分以内とし、状況を検討する際は、通学距離と時間とを十分配慮する。

### 4 適正配置の取り組み方法

#### (1) 小規模校の適正配置

○統合及び学区調整の方策を基本とし、立地形態の区分ごとに、次のように適正配置の方策を検討。

- ①【A】(ア)パターン地域：複数の小規模校が集中する地域。
  - ・地帯の枠組みを設定し、統合により適正配置を行う。その際、必要に応じて通学区界の調整を行う。
- ②【B】(イ)パターン地域：小規模校が分散している地域。
  - ・学校の立地条件により、それぞれの方策により適正配置を行う。
    - (1) 隣接した箇所に大規模校がある場合⇒大規模校との通学区界の調整による適正配置。
    - (2) 隣接した箇所に小規模校しかない場合⇒統合による適正配置。
    - (3) 隣接した箇所に適正規模校がある場合で、
      - (a) 適正規模校が20学級以上の場合⇒学区調整等による適正配置。
      - (b) 適正規模校が20学級未満の場合⇒統合等による適正配置。
- ③【C】(ロ)パターン地域：小規模校が点在している地域。
  - ・通学手段の検討による統合や、小中一貫教育校等の制度の導入などを検討する。

#### (2) 大規模校の適正配置

○近接する学校との通学区界の調整による適正配置。

## III 統合に伴う教育環境の整備

### 1 通学路の安全確保

- ①通学路の安全マップの作成。
- ②ソフトウォッチ事業等の活用による児童・生徒の安全対応。
- ③事故の安全確保を要する箇所が生じた場合、実情に応じて、スクールガードパイザー等の巡回・見回りを検討。
- ④通学路状況による崖断面での安全対策について、関係機関に要望。

### 2 学校施設・設備の整備

- ①施設整備面において積極的に新設校と同程度の整備。
- ②大規模改修を基本としたリニューアル。
- ③耐用年数等により大規模改修できない場合には改修を検討。

### 3 教員等の配置

- ①スムーズな学校運営と安定した教育実践が行われるよう、学校の整備を踏まえ、必要な場合には、増量教員・非常勤教員を配置。
- ②近隣中学校との連携等により、統合後の小学校にスクールカウンセラーを派遣。

## IV 統合による施設利用の基本的な考え方

- 1 費用対効果を勘案し、有効活用することを原則として検討。
- 2 有効活用にあたっては、地元の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図りながら利用計画を策定。
- 3 有効活用が、既った施設を処分【売却】する場合は、処分【売却】益を教育施設等の整備・充実に積極的に活用。

教育環境の改善  
教育の質の充実  
地域の活性化

## V 統合による適正配置の進め方

### 1 地元説明会の実施

○対象校の保護者、地帯住民、学校関係者への説明

### 2 地元代表協議会の設置

○統合に向けた協議の場

### 3 統合準備会の設置

○統合による新設校への円滑な移行に向けた協議

## VI 適正配置に向けたスケジュール

平成19年度	平成20年度	平成21年度～
【A】パターンの地域：美浜地区・大規模校		
	【A】パターンの地域：花巻リ・千城谷地区	【B】パターンの地域
		【B・C】パターンの地域



# 学校適正配置の目的

## 教育環境の改善

豊かな人間関係をとおして、  
社会性や個性をはぐくむ環境

## 教育の質の充実

多様な学習活動の場の保障  
教員の資質向上

## 地域の活性化

学校を核にした地域コミュニティー  
の再構築

# 適正配置を検討するポイント①

## 「学校の規模」



適正規模は  
小・中学校とも  
12～24学級

現在だけでなく、  
将来にわたる推計をもとに  
検討

- 1 児童・生徒、教員間において、豊かな人間関係を育むことができること
- 2 学習形態に応じた指導や総合的な学習の時間における様々な学習活動などを展開できること
- 3 特別教室や体育館などの施設が適切に割り当てることができること



# 平成27年度の推計による千葉市の 小規模校と大規模校

	小規模校（12学級未満）		大規模校（25学級以上）	
	小学校	中学校	小学校	中学校
中央区	5校(26.3%)	6校(66.7%)	3校(15.8%)	1校(11.1%)
花見川区	8校(34.8%)	6校(54.5%)	1校(4.3%)	0校
稲毛区	2校(12.5%)	4校(57.1%)	2校(12.5%)	0校
若葉区	14校(70.0%)	5校(50.0%)	2校(10.0%)	0校
緑区	5校(31.2%)	2校(25.0%)	2校(12.5%)	0校
美浜区	16校(61.5%)	8校(66.7%)	4校(15.4%)	1校(8.3%)
千葉市全体	50校(41.7%)	31校(54.4%)	14校(11.7%)	2校(3.5%)

特別支援学級をのぞく学級数。

( )内は該当区の学校数に対する割合。

緑区の中学校には鎌取第3中(仮称:23年4月開校予定)を含む。

美浜区の小学校の校数・%は、統合しない場合の学校数で計算。



適正配置を検討するポイント②

## 「地域における学校の配置」

通学距離は  
小学校はおおむね4km以内  
中学校はおおむね6km以内

統合を検討する際には、通学距離と時間とあわせて、  
通学時の安全や子どもたちの負担も十分配慮する



# 適正配置に向けての取り組み方

小規模校の適正配置については、  
統合及び学区調整を基本とし、立地形態ごとに分類

## Aパターン地域

複数の小規模校が集中する地域

地域の枠組みを設定し、  
統合と通学区域の調整を  
を検討する

## Bパターン地域

小規模校が分散している地域

立地条件や隣接する  
学校の規模により  
適正配置を検討する

## Cパターン地域

小規模校が点在している地域

通学手段の検討による  
統合や小中一貫教育校等の  
制度の導入を検討する



# 適正配置に向けての取り組み方

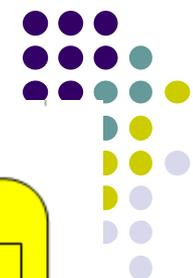
**大規模校の適正配置については、  
隣接する学校との通学区域の調整を基本とする**



**小規模校の適正配置**については、  
統合及び学区調整を基本とし、立地形態ごとに分類

## 全市的な取り組み

**大規模校の適正配置**については、  
隣接する学校との通学区域の調整を基本とする



# 千葉市学校適正配置実施方針概要

## I 実施方針策定に当たって

1 実施方針策定の趣旨  
子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実に目的とした学校適正配置を推進するため、実施方針を策定する。

## 2 実施方針策定に向けた背景

- 本市の多くの小学校・中学校が小規模校化する一方、地域によっては開発等に伴い大規模校化が進むなど、居住地域による教育環境の不均衡が生じている。
- 平成16年度から2年間にわたり、学校規模の適正化に向け、市内5カ所、10校の小学校を対象に第1次学校適正配置に取り組み、平成18年4月に花島小学校が開校。
- 第1次の取り組みの課題（「規模だけでなく配置からの検討の必要性」「学校と地域の関係を考慮することの必要性」「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」）を踏まえ、平成18年度からは第2次の取り組みをスタートさせ、平成19年3月、「第2次千葉市学校適正配置検討委員会」による適正配置に向けた答申を受ける。

## 3 千葉市の教育施策上の必要性

学校適正配置の推進により、活力ある学校づくりをとおして、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」の実現を図る。

## II 適正配置に向けての取り組みの基準

- 千葉市における学校の適正規模
  - 教育上の観点、学校運営の観点から、小・中学校ともに12～24学級の規模。
- 千葉市における学校適正配置対象校
  - 12学級未満の学校を小規模校、25学級以上の学校を大規模校とし、将来にわたり適正化が望めない学校（平成25年度の検討）
  - 小規模校：小学校48校、中学校28校、大規模校：小学校12校、中学校5校
- 千葉市小・中学校の学校適正配置
  - 通学距離は、小学校で概ね4.5km以内、中学校で概ね6.5km以内とし、状況を検討する際は、通学距離と時間を十分配慮する。
- 適正配置の取り組み方法
  - 小規模校の適正配置
    - 統合及び学区調整の方針を基本とし、立地形態の区分ごとに、次のように適正配置の方針を検討。
    - ①【A】パターン地域）複数の小規模校が集中する地域
      - ・地域の枠組みを設定し、統合により適正配置を行う。その際、必要に応じて通学区の調整を行う。
    - ②【B】パターン地域）小規模校が分散している地域
      - ・学校の立地条件により、それぞれ次の方針により適正配置を行う。
      - 【1】 隣接した箇所に大規模校がある場合⇒大規模校との通学区の調整による適正配置。
      - 【2】 隣接した箇所に小規模校しかない場合⇒統合による適正配置。
      - 【3】 隣接した箇所に大規模校がある場合で、
        - （a）大規模校が20学級以上の場合⇒学区調整による適正配置。
        - （b）大規模校が20学級未満の場合⇒統合による適正配置。
    - ③【C】パターン地域）小規模校が点在している地域
      - ・通学手段の検討による統合や、小中一貫教育校等の創設の導入などを検討する。
  - (2) 大規模校の適正配置
    - 近接する学校との通学区の調整による適正配置。



## III 統合に伴う教育環境の整備

- 通学路の安全確保
  - ①通学路の安全マップの作成。
  - ②セーフティウォッチ事業等の活用による児童・生徒の安全対応。
  - ③併設の安全確保を要する箇所が生じた場合、実情に応じて、スクリーンガードアドバイザー等の巡回・見回りを検討。
  - ④通学路状況による施設面での安全対策について、関係機関に要請。
- 学校施設・設備の整備
  - ①施設整備面において積極的に新設校と同程度の整備。
  - ②大規模校等を基本としたリニューアル。
  - ③耐用年数等により大規模校等できない場合には改修を検討。
- 教員等の配置
  - ①スムーズな学校運営と安定した教育実施が行われるよう、学校の実情を踏まえ、必要な場合には、増量教員・非常勤教員を配置。
  - ②近隣中学校との連携等により、統合後の小学校にスクールカウンセラーを派遣。

## IV 統合による施設面利用の基本的な考え方

- 費用対効果を勘案し、有効活用することを原則として検討。
- 有効活用にあたっては、地元の要請に配慮するとともに、全市的な広域策との調整を図りながら、円滑な運営を推進。
- 有効活用が図った跡地等を処分【売却】する場合は、処分【売却】益を教育施設等の整備・充実のために優先的に活用。

## V 統合による適正配置の進め方



## VI 適正配置に向けたスケジュール

平成19年度	平成20年度	平成21年度～
【A】パターン地域）美浜地区・大規模校		
	【A】パターン地域）花見川・千原台地区	【B】パターン地域
		【B・C】パターン地域



# 統合に伴う環境の整備

- 1 関係機関との連携による通学路の安全確保
- 2 校舎の大規模改修等、学校施設・設備の整備
- 3 増置教員等の教職員の適切な配置と  
スクールカウンセラーの派遣

# 大規模改修した花島小学校



# 大規模改修した花島小学校





## 統合に伴う環境の整備

### 3. 増置教員等の教職員の適切な配置と スクールカウンセラーの派遣

- 特別支援学級や子どもルーム等については、引き続き設置
- 子どもルームの新規開設はこれまでの基本的な考え方を継続



## 跡施設利用の基本的な考え方

- 原則として、費用対効果を勘案した有効活用
- 地元の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図りながら利用計画を策定
- 跡施設を処分(売却)する場合は、処分(売却)益を教育施設等の整備・充実のために優先的に活用



# 学校適正配置の進め方

## 1 地元説明会の実施

保護者や地域の方、学校関係者への説明

## 2 地元代表協議会の実施

統合等に向けた協議の開催

## 3 統合準備会の設置

新設校への円滑な移行に向けた協議の実施



# 千城台地区の児童・生徒数の推計

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	人数	学級数												
西小	207	8	220	8	223	8	210	8	184	7	169	7	161	7
北小	201	7	186	7	170	6	166	6	156	6	147	6	138	6
東小	397	13	391	12	349	11	339	11	334	11	312	11	305	11
南小	146	6	136	6	133	6	137	6	143	6	135	6	129	6
旭小	281	12	288	11	265	11	254	11	243	10	225	9	205	8
計	1232	46	1221	44	1140	42	1106	42	1060	40	988	39	938	38

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	人数	学級数												
西中	285	9	268	9	267	9	269	9	280	9	280	9	271	9
南中	386	12	373	11	397	11	348	10	351	10	302	9	311	9
計	671	21	641	20	664	20	617	19	631	19	582	18	582	18

平成21年度は5月1日現在の実数  
平成22年度以降は推計



# 千城台地区の児童生徒数の推計

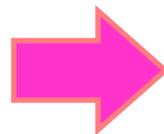
平成21年5月現在

小学校

1232人 46学級

中学校

671人 21学級



平成27年度推計

小学校

938人 38学級

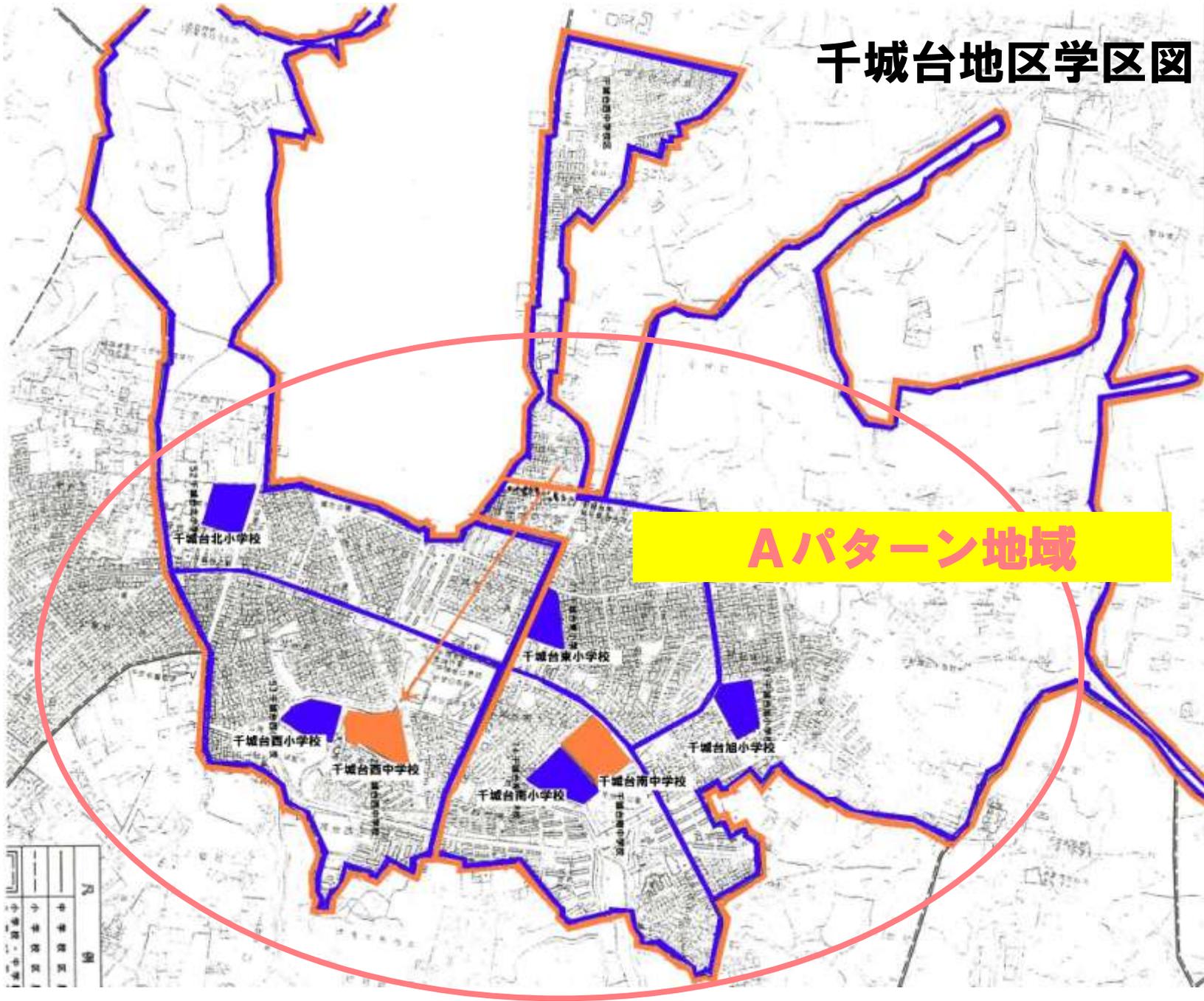
中学校

582人 18学級

**規模**でいうと

小学校**2**校・中学校**1**校

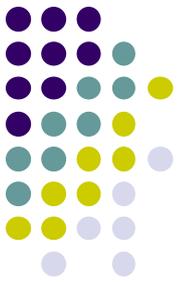
# 千城台地区学区図



**Aパターン地域**

尺	例
——	中学校区
——	小学校区
——	小学校区

# 千城台地区 学校適正配置の進め方



## 1 地元説明会の実施

保護者や地域の方、学校関係者への説明

## 2 地元代表協議会の実施

統合等に向けた協議の開催

## 3 統合準備会の設置

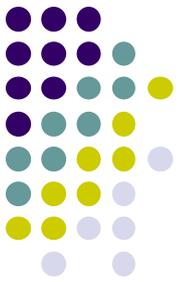
新設校への円滑な移行に向けた協議の実施



# 地元代表協議会委員(案)

- 第24地区自治会連絡協議会会長
- 千城台西中学校区、千城台南中学校区  
青少年育成委員会会長
- 各小学校区の自治会代表
- 各小・中学校の保護者会・PTA代表
- 各小・中学校の学校評議員代表

# 千城台地区 学校適正配置の進め方



## 1 地元説明会の実施

保護者や地域の方、学校関係者への説明

## 2 地元代表協議会の実施

統合等に向けた協議の開催

## 3 統合準備会の設置

新設校への円滑な移行に向けた協議の実施

# 千葉市学校適正配置 地元説明会 —千城台地区—

千葉市教育委員会

